

# 第4次和歌山市 地域福祉計画について

# 地域福祉計画とは

社会福祉法（第 107 条）【平成 15 年 4 月施行】【平成 30 年 4 月 1 日改正法施行】

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

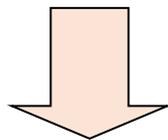
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 変更点

※1 地域福祉計画の策定…任意から努力義務へ

※2 第1項と第5項を計画に盛り込むべき事項に追加

○「1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」



つまり、これらの事項を盛り込むことで、根拠法を異にする他の計画（老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、健康増進計画など）の「上位計画」としての位置づけが必要

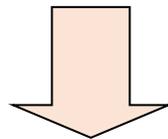
○「5 前条第一項各号」とは

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

3 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う態勢の整備に関する事業



つまり、「包括的な支援体制の整備に関する事項」

## 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（例）

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

【基本理念】

お互いを尊重し、支えあう“元気な福祉のまち”を、  
わたしたちの“参加と協働”で創出します

【基本目標】・【取り組みの方向】

① 地域での生活を支える  
サービスや活動を充実  
します

- (1) “困りごと”に気づき、支援につながります
- (2) 多様な“困りごと”に対応したサービスや活動をすすめます
- (3) 権利をまもり、暮らしを高めます
- (4) 健康や生きがいづくりをすすめます

② 地域福祉の担い手と  
協働のしくみを広げ  
ます

- (5) 地域福祉への理解をすすめます
- (6) 地域福祉の担い手を増やします
- (7) 地域福祉活動への支援を充実します
- (8) 地域福祉をすすめるネットワークを広げます

③ 安全で快適に暮らせる  
地域の環境をつくりま  
す

- (9) 地域のつながりを強くします
- (10) 快適な生活環境をつくります
- (11) 安全に暮らせる地域をつくります

【先導的に取り組む事項】

【アクション1】身近な地域でだれもが参加できる活動の推進

《A》地域での学習や話しあいの推進 《B》災害時に支援が必要な人を支える取り組み

【アクション2】さまざまな“困りごと”を支えるしくみづくり

《C》生活困窮者への支援の推進 《D》身近な相談窓口とネットワークの充実

【アクション3】地域福祉の多様な担い手づくり

《E》協働事業の担い手の養成 《F》担い手や活動を支える体制の充実